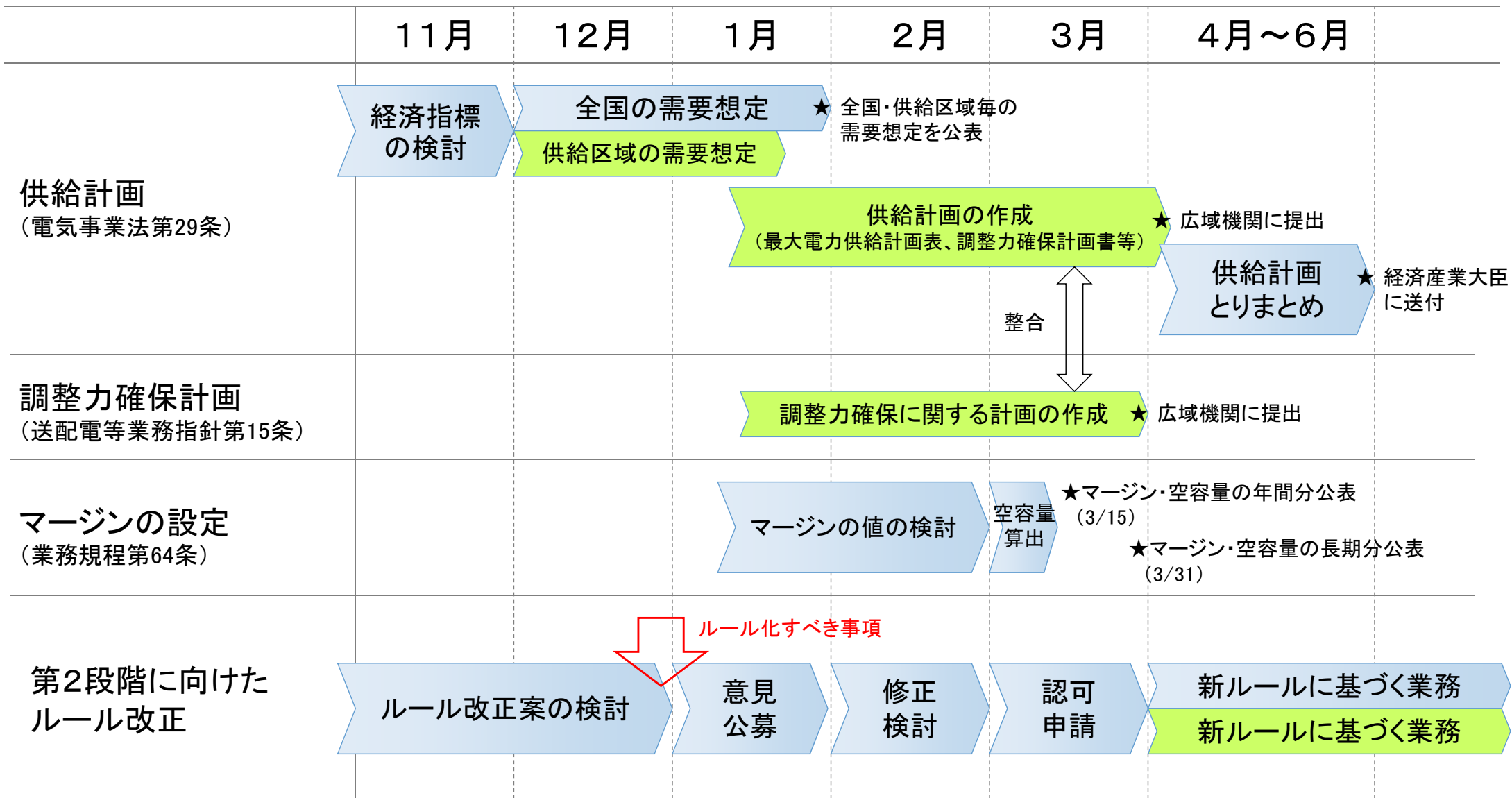


今年度末に向けた検討事項・スケジュールについて

平成27年12月17日

調整力等に関する委員会 事務局

- 今年度末までの期間が限られていることから、年度末・来年度当初の当機関業務を視野に入れて検討を行う必要がある。
- 本委員会での検討事項と関係する業務は以下の通り。
 - 平成28年度供給計画のとりまとめ(来年4月以降、6月まで)
 - 調整力確保に関する計画(以下「調整力確保計画」)の受領と内容の確認(来年3月末までに受領)
 - 来年度以降のマージンの値の決定(来年3月公表)
 - 第2段階に向けたルール改正(来年3月末までに認可を得られるよう準備・申請)



※ルール改正等のスケジュールは変更の可能性あり

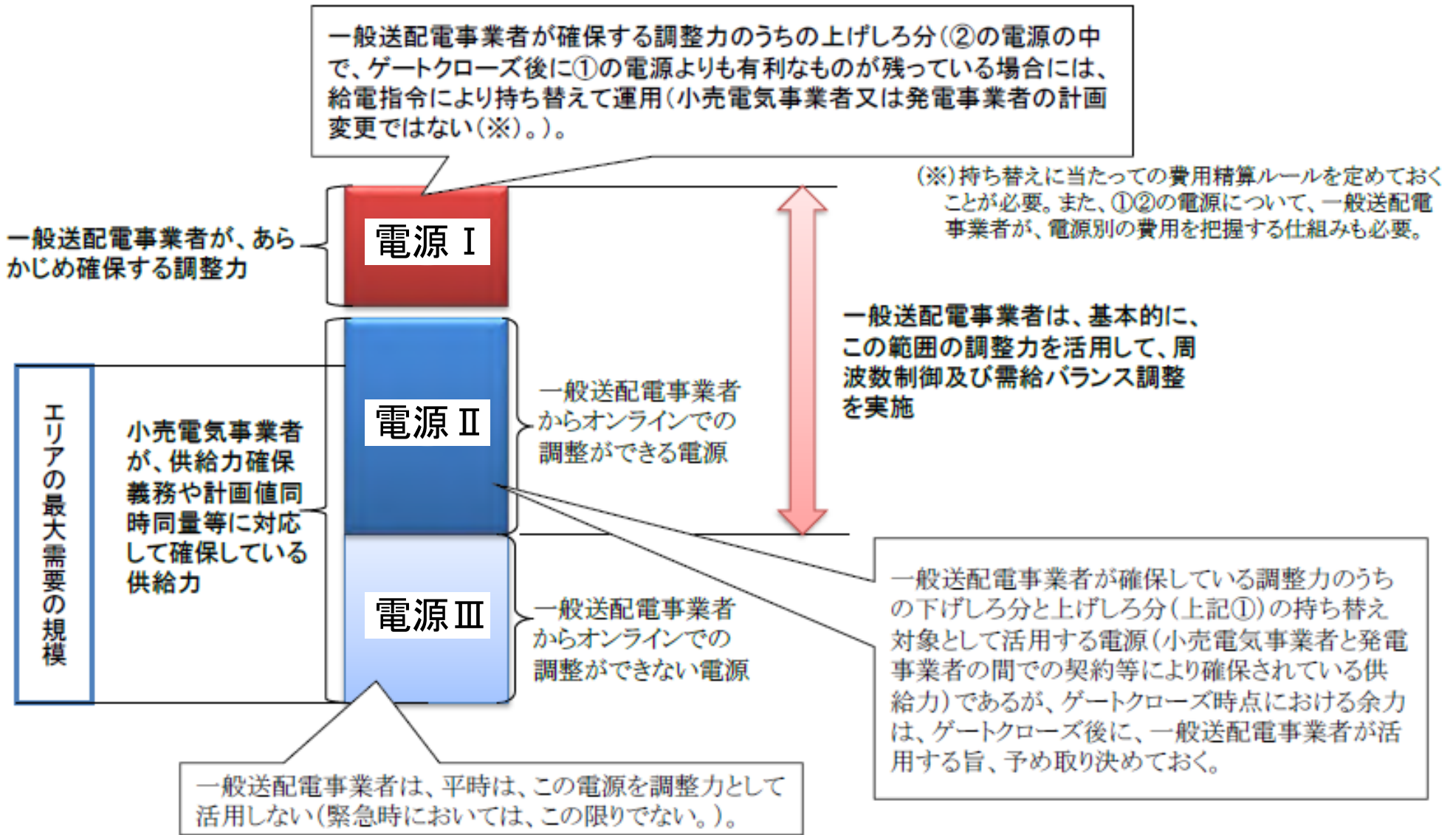
■ 来年度当初に実施する需給バランス評価に向けた検討を本年度中に行う。

検討事項	11月	12月	1月	2月	3月	次年度～	備考
1. 需要の見方(確率論的手法以外)							
(a) 需要のベースライン	(済み)						・H3需要をベースラインとする(第4回)
(b) 景気変動分(従来1~3%)の扱い	委託	検討	審議	(本日議題4)			
2. 供給力の見方(確率論的手法以外)							
(a) 供給力のベースライン	(済み)						・供給計画をベースラインとする(第4回)
(b) ラインナップの変動				検討			・事業者ヒアリングや提出された供給計画の内容を踏まえ、ラインナップの変動リスクについて検討
3. 確率論的手法							
(a) 時間断面毎の需要のベースライン・変動の設定方法の再整理	検討						
	データ収集	データ加工					
(b) 時間断面毎の供給力のベースライン・変動の設定方法の再整理	検討						
	データ収集	データ加工					
(c) 指標と基準値	ツール制作		指標計算	指標基準値	審議	予備期間	※来年6月の供給計画取りまとめに反映するため、年度内に結論を出す必要あり。 ※3月のマージン・空容量の公表に向けたマージンの必要性・量の検討内容にも影響。
4. 需給バランス評価の方法							
(a) 評価の単位(エリア、全国)				検討		審議	※来年6月の供給計画取りまとめに反映するため、年度内に結論を出す必要あり。
(b) 判定方法(予備率、指標値)				検討		審議	

- 第2段階にむけたルール改正、調整力確保計画提出に関する事項を検討。 ⇒本日議題6
- 調整力の必要量については、次年度に実績データを収集し、引き続き検討。 ⇒本日議題5
- 来年度の安定供給確保について、本資料p.8～9の通り確認する。

検討事項	11月	12月	1月	2月	3月	次年度～	備考
1. 調整力の定義							
(a)調整力の定義	検討		審議	(本日議題6)			※年度末のルール改正に向けて、年内に改正案を作成する必要あり。
2. 調整力確保計画書に記載を求める内容							
(a)記載する調整力の種類、記載内容	検討		報告	(本日議題6)			※送配電等業務指針第15条に基づく調整力確保に関する計画の作成の記載内容を具体化するため、年内に方向性を出す必要あり。
3. 調整力の量							
(a)必要量の議論	アンケート結果集約		報告	} (本日議題5)			データ収集
	今後取得すべきデータ		審議				
	代数的手法とシミュレーションの比較						
	モデル化の方向性に関する検討					作業	※委員会に適宜報告

検討事項	11月	12月	1月	2月	3月	次年度	備考
1. 需給バランスに対応したマージン(系統容量3%)							
(a) 必要性・量		長期の検討(再掲)	検討	予備期間			※供給予備力の連携効果有無の分析結果を踏まえた議論が必要。
2. 需給バランスに対応したマージン(単機最大)							
(a) 必要性・量		検討					
3. 周波数制御に対応したマージン							
(a) 北本緊急応援 必要性・量		検討					
(b) EPPS 必要性・量		検討					
4. その他のマージン							
(a) 北本連系設備脱落対応		検討					
(b) 東北東京間45万kW分		検討					
5. その他							
(a) マージンルールに関する事項		検討		1月～2月 審議			
(b) マージンの配分		検討					
(c) マージンの減少		検討					
(d) 北本増強分の利用方法		検討					
(e) FC増強分の利用方法		検討					



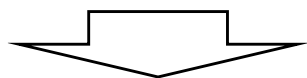
出典： 第8回制度設計WG資料5-2

(区分名称は第3回電力基本政策小委資料5に基づく)

- 本機関は、来年度を迎えるにあたり、今年度からの環境変化に対し、安定供給が確保されるか確認を行う。確認のポイントは2点。

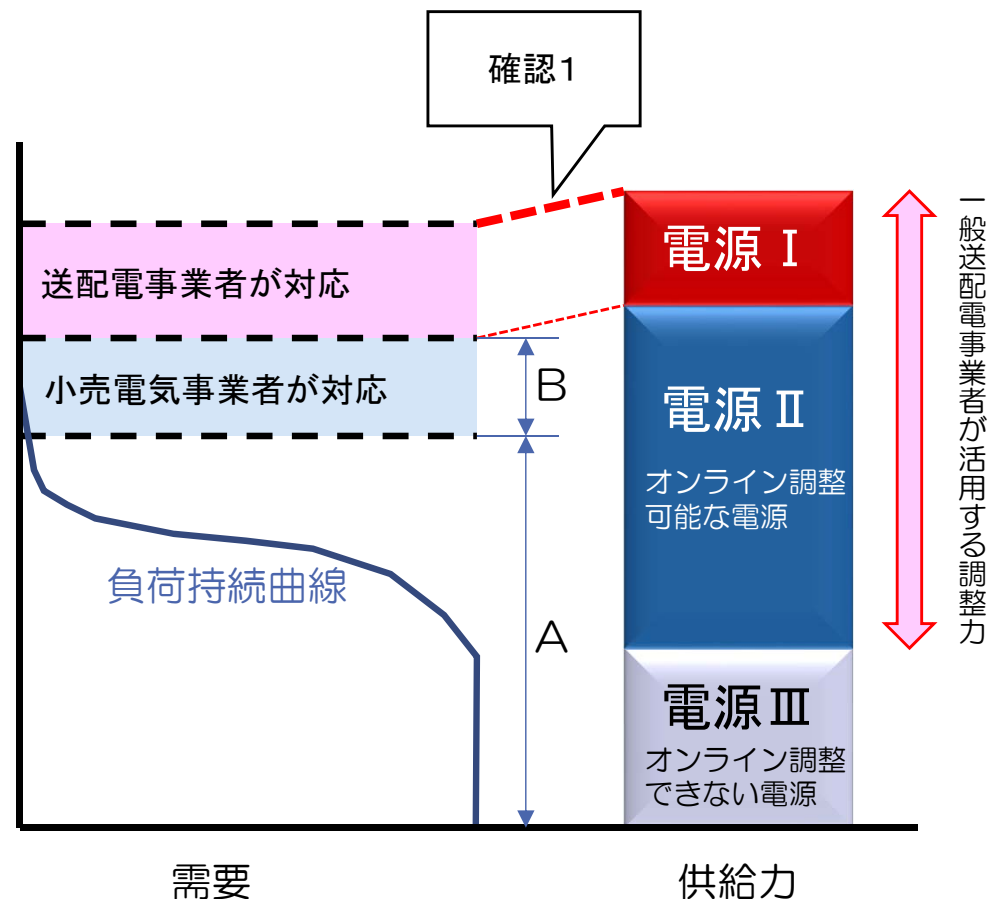
確認1: 需要に対する供給力の十分性は確保されるか。

- 確保されない場合は、例えば次のとおり。
 - 小売電気事業者の需要想定(右図A)について、市場等からの調達を期待する部分(調達先未確定分)の総量が発電事業者の売り先未確定分を上回る。
 - 必要供給予備力のうち小売電気事業者が対応すべき需給変動分(右図B)が、市場調達等(発電事業者の売り先未確定分)を考慮しても確保できない。



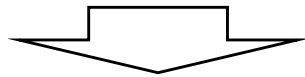
(確認の進め方)

- 最終的には、供給計画取りまとめ時に行う需給バランス評価において、エリア需要とエリア供給力を比較し、必要予備力が確保されているかどうかを評価。
- ただし、需給バランス評価時点で確認したのではその後の対応が後手に回ることになるため、供給計画提出前に主要事業者(特に、小売全面自由化で競争領域が拡大する一般電気事業者の発電部門)を対象としたヒアリングを行う。



確認2: 調整力は十分確保され、円滑に活用されるか。

- 活用できる調整力(電源 I + II)が、次の理由により減少しないか。
 - ・ オンライン電源の廃止等
 - ・ 調整力として活用できる対象とならない(契約締結されない)
- 体制・仕組みの変更により調整力(電源 I + II)の活用が円滑に行われなかったということはないか。特に、活用が契約に基づく場合、問題は生じないか。



(確認の進め方)

- 供給計画では量を確認し、調整力確保計画では詳細(スペック等)を確認。
 ⇒今年度末に受領する調整力確保計画は本日議題6
 - ただし、供給計画・調整力確保計画の提出前に、本委員会または個別事業者に対するヒアリングにより、次の点を確認。
 - ・ 調整力(電源 I + II)の確保方針
 - ・ 円滑な活用に問題はないか。
- 確認は、次の事業者を中心に行う。
- ・ 分社化を行う事業者 ⇒本日資料2-2
 - ・ 再生可能エネルギーの比率が大きい事業者

